

令和6年11月17日

一般社団法人播磨自然高原クラブ
理事岩田尚子、理事岸波敬子、理事澤清司
理事壺坂哲男、理事仁木島清子、理事丸山哲男
理事山上直也、理事山脇丈一 様

一般社団法人播磨自然高原クラブ

代表理事 岡庭 晋司



臨時理事会招集請求のこと

貴殿らから令和6年11月14日付発「臨時理事会招集請求書」が発されている。

この請求書は、開催場所について相生ステーションホテル会議室と指定されているが、一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下法と言う。）第93条第2項には「理事会の目的である事項を示して」との定めがあるが、開催場所を示すことは定められておらず、開催場所は招集権者が定めるものであることから、本請求書を差し戻し不存在となることを通告する。

また、貴殿らは、既に任期を満了している理事であり、新たな理事を選任する義務がある。この義務に違反した理事には、法第342条第1項の定めにより、過料が課せられる可能性があることを警告する。

加えて、現在、総社員の議決権の1/10以上の議決権を有する社員が、社員総会の目的である事項（理事の選任）及び招集の理由を示して、社員総会招集を請求しているところであり、これに速やかに対応する旨を勧告する。

貴殿らが、これら高原クラブの運営を妨害する行為を繰り返すことは、秩序を著しく乱すものである。その対策に要した費用は損害として請求せざる得ないことを警告する。

以上

2024 (令和6) 年11月14日

一般社団法人播磨自然高原クラブ

代表理事 岡庭晋司 殿



24.11.17

一般社団法人播磨自然高原クラブ

理事 山上直也
理事 壺坂哲男
理事 岩田尚子
理事 仁木島清子
理事 丸山哲男
理事 澤清司
理事 岸波敬子
理事 山脇丈一

臨時理事会招集請求書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下『法』という）法第93条及び定款第31条第2項に基づき、次のとおり臨時理事会の招集を請求する。

記

1. 開催日時 2024 (令和6) 年11月 日 10時00分から
2. 場所 相生ステーションホテル会議室
(リモートの参加も可)
3. 理事会の目的事項

第1号議案 以下の訴訟の2024年11月15日付判決及び和解勧告を受けて対応を協議する

- (1) 令和5年7月31日に再提訴した管理事務所閉鎖を不当行為とする損害賠償事件(2100万円)
 - (2) 令和2年11月7日社員総会検査役選任による費用149万600円の支払い請求反訴事件
- (理由) ついては2つの事件の対策を検討する必要があるため。

第2号議案 播磨自然高原クラブ互選規程の改正のこと

(1) 互選規程第2条第2項及び第3項の削除

第2項：前項（互選実施）の通知は、実施の3日前までに、互選の日時及び場所及び互選されるべき役職及び員数並びに互選資格者の氏名を通知しなければならない。

第3項：前項の規定にかかわらず、互選資格者の全員が承諾すれば、実施通知の後直ちに互選を実施できる。

(2) 互選規程第4条及び第5条の削除

第4条

1. 互選を行う会議の議長は、互選に関する事務を管理するため、互選管理人一人を定めなければならない。
2. 互選管理人には、播磨自然高原クラブの従業員を充てる。

第5条

互選の候補者は、互選の実施に先立ち別紙「互選にかかる誓約書」を提出しなければならない。

(理由)

互選手続を円滑かつ効率的に行うため。

第3号議案 現行の理事会執行部体制を強化、拡充

定款第26条第1項は「副代表理事及び特命理事1名以上を置く」と定めているが、副代表理事を2名、特命理事を2名追加する。

(理由)

現執行部の体制の強化及び拡充をはかるため。

4. 報告事項

以上